

平成 20 年 10 月 27 日付け九大研推一第 805 号学術研究推進部学術研究推進課長及び総務部人事課長通知「文部科学省科学研究費補助金における事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員（以下、併せて「研究支援者」という。）の雇用について」（以下「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」という。）に関する Q & A

（回答：学術研究推進部学術研究推進課、総務部人事課）

- Q 1 . 文部科学省科学研究費補助金の直接経費により研究支援者を雇用出来るのは、大型研究種目に限られるのでしょうか？
- A 1 . 「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」は、文部科学省科学研究費補助金の主旨に鑑み、一つの目安として、同通知の取扱いの対象を大型研究種目としておりますが、大型研究種目以外の研究種目であっても、研究遂行上必要であれば、同通知の取扱いを適用し、直接経費により研究支援者を雇用することは可能です。
- Q 2 . 「職務内容確認書」等の作成が必要なのは「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」の対象となっている大型研究種目の直接経費で研究支援者を雇用する場合に限られるのでしょうか？
- A 2 . 「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」下記 2 . 及び下記 3 の取扱いは大型研究種目だけでなく、「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」下記 1 . を適用し、文部科学省科学研究費補助金の直接経費により研究支援者を雇用する際は、すべての研究種目に適用されるものです。
- Q 3 . 「職務内容確認書」等の作成が必要なのは「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」以降に雇用される研究支援者に限られるのでしょうか？
- A 3 . 業務内容の確認が必要なのは「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」以降に雇用される研究支援者に限られるのではなく、現在、雇用されている研究支援者も対象となります。
なお、その場合、雇用手続きの際に、すでに業務内容を確認し、科学研究費補助金の研究遂行に直接関係する業務に専従していること（エフォート 100%であること）を確認できる書類がそろっていれば、改めて、「職務内容確認書」等を作成する必要はありません。
- Q 4 . 直接経費で雇用できる研究支援者と、間接経費で雇用しなければならない研究支援者との違いは何ですか？
- A 4 . 「平成 20 年 10 月 27 日付け通知」にて通知しておりますとおり、直接経費で研究支援者を雇用する際は、資料整理、実験補助等の科学研究費補助金の研究遂行に直接関係する業務に専従していること（エフォート 100%であること）が必要となります。
よって、専従（エフォート 100%であること）でない場合は、直接経費による雇用は出来ませんので、間接経費で雇用することとなります。
ついでに、直接経費で研究支援者を雇用する際は、直接経費で雇用する事の必要性及び、その業務内容の実態を充分確認することが必要となります。